



光多 長温

都市化研究公室理事長

農業の構造改革が進展している。動きが複雑なだけに構造改革の全体像がなかなかつかみ難いが、国家戦略特区ルート、自民党農林部会ルート、規制改革推進会議ルート等が絡み合いながら大きなストリームとなりつつある。現在の農業改革のミッションは、これまで衰退産業の典型と言われてきた農業を一つの産業として、これの再生を図るということであろう。

このためには、戦後の農地改革以降の農業の岩盤規制にメスを入れ、全中・農協を軸とする農業の閉鎖された分野に、株式会社、地域農業法人等の新たな法人形態を導入す

ということであろう。確かに、現在の農業・農村制度は民間企業が参入するには、極めて閉鎖的な世界である。企業が

は以前にも起こった経緯があるが、今回はやや様相を異にしている。2000年代の建設業の農業進出は財政逼迫（ひっぱく）、公共事業の圧縮等もあり、建設業需要の落ち込みが一つの契機となり、構造改革特区の中で、「農業生産法人以外の法人による農業経営」が認められ、一般企業やNP

建設会社の農業進出I

農業分野に進出するとき、壁を完全に取り除くにはこのリジッドな制度に戸惑うことが多い。農業を行う法人になぜ厳格な基準を設定するのか（ヨーロッパ諸国においても一定の制約がある国が多いが、わが国に比べるとはるかに枠は広い）、農村でも民間企業を感じる地が自由に所有、売買、賃貸借できないのか、農地の上でなぜ活動が制限されるのか、農業委員会

この建設業の農業進出は、以前にも起こった経緯があるが、今回はやや様相が異なっている。第一に、建設業のサブセクターとしてではなく、農業そのものに正面から取り組み、この期間の建設業の農業進出は手探り状態であったと言えよう。すなわち、第一に、建設需要の落ち込みにより過剰となった雇用対策として行われたケースが多かった。第二に、農業は決して短期的に利益が上がるものではないことを十分承知して取り

組んでいる。その上で、長期的に腰を落としてじっくり取り組んでいる。第三に、（これが最も重要なことであるが）販売重視ということである。販路を考え、その中で生産する農産物を決めている。農業に進出した民間事業者は異口同音に、販売先の確保が最も重要だと強調しておられる。第四に、その中で建設業で培った技術、経営ノウハウを生かしておられることである。関連する土壌整備や農業生産設備の構築等は手慣れたものであるが、それに加えて、企業感覚を農業分野に十分活かしていることが特徴である。農地の集約統合、地域貢献的な活動等、特に地方の建設業は、既往の農業法人にはない感覚を生かしている。次稿で紹介しながらこのテーマをさらに考えてみたい。